

夕張市成年後見制度利用支援事業に関する取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、夕張市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第1条に掲げる助成の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（要綱第2条第1項第2号のイに規定する者の基準）

第2条 要綱第2条第1項第2号のイに規定する、収入及び資産等の状況から費用を負担することが困難と認められる者は、別表1の収入基準額に次の各号に定める加算を合算した範囲内の月額収入の者であり、かつ、申請時において別表1の預貯金基準額の範囲内の預貯金を有する者とする。

（1）報酬助成対象期間中の本人の生活の場の状況に基づき、次の各号に定める額を別表1の収入基準額に加算する。ただし、次の各号に定める期間が混在するときは、その期間の多い方の額を加算する。

ア 本人が施設等に入所中または長期入院中 18,000円

イ その他の場合 28,000円

（2）家賃または施設等居住費を負担している者は、次に定める範囲内で、その月額実費負担分について別表1の収入基準額に加算する。

ア 単身世帯 30,000円

イ 2人世帯 36,000円

ウ 3～5人世帯 39,000円

（報酬助成額の範囲）

第3条 要綱第3条第2項の「長期入院中」は3か月を超えて入院した場合に限ることとし、同項で規定する「施設等」については、別記1のとおりとする。

2 同月に施設等に入所している期間とその他の場合の期間が混在するときは、その他の場合の報酬助成上限額とする。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

別表１ 「収入及び資産等の状況から必要となる費用を負担することが困難と認められる者」の基準

世帯人数	収入基準額	預貯金基準額
１人	81,000円	486,000円
２人	124,000円	744,000円
３人	159,000円	954,000円
４人	197,000円	1,000,000円
５人	235,000円	1,000,000円

別記１ 要綱第３条第２項に規定する「施設等」

- 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３８条に規定する保護施設
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設
- 老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第５条の３に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- 介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２５項に規定する介護保険施設
- 前各号の類似施設で市長が特に認める施設